

京都市上下水道局告示第34号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成17年12月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都府向日市森本町前田5番地1

株式会社富士工務店

代表取締役 角田 悟

2 廃止届出年月日

平成17年11月25日

(上下水道局水道部給水課)